

志摩市の給与・定員管理等について

「志摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年条例第44号)の規定に基づき志摩市職員の任免や給与、勤務条件などについての状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

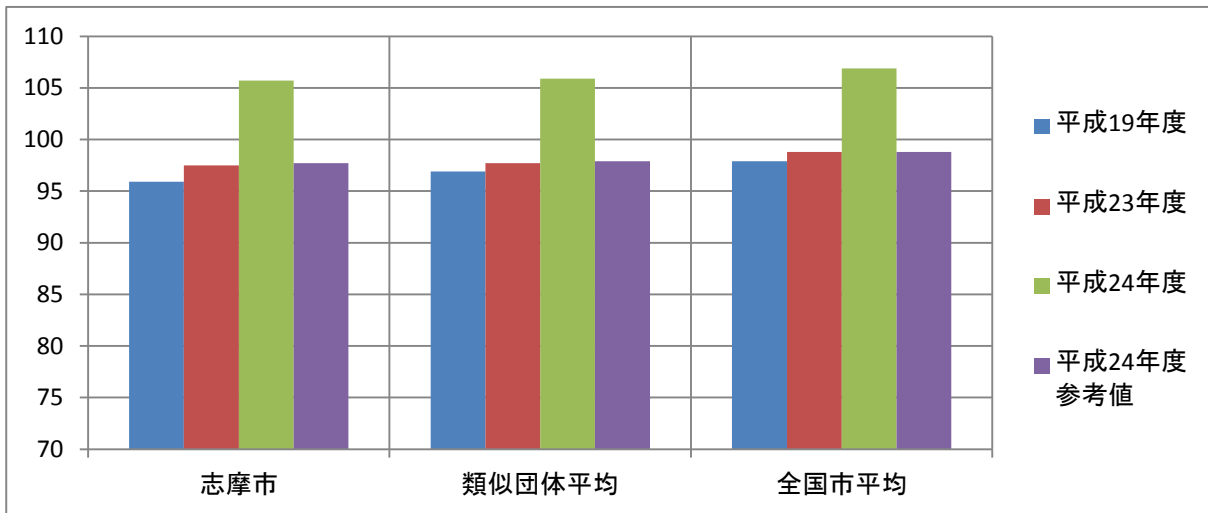
区 分	住民基本台帳人口 (平成23年度末)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)
平成23年度	56,224 人	25,399,729 千円	706,575 千円	4,990,287 千円	19.6%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団 体平均1人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成23年度	616 人	2,307,794 千円	174,463 千円	828,097 千円	3,310,354 千円	5,373,951 円	6,045,000 円

(3) 特記事項

区 分	抑制措置	実施期間	内 容
特別職	給料月額の減額	平成20年10月31日から 平成24年10月30日まで	市長の給料月額を20%減額
		平成20年11月7日から 平成24年10月30日まで	副市長の給料月額を5%減額
		平成17年4月1日から 平成24年10月30日まで	教育長の給料月額を5%減額
一般職	管理職手当の減額	平成17年4月1日から 平成25年3月31日まで	部長級及び課長級職員の手当を 50%減額



- (注) 1 ラスパイルズ指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイルズ指数を単純平均したものです。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

2 一般行政職給料表の状況(24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一号給の 給与月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給与月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

(注) 1 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
志摩市	42.3 歳	320,800 円	351,304 円	335,487 円
三重県	43.2 歳	337,318 円	444,153 円	— 円
国	42.8 歳	329,917 円	— 円	401,789 円
類似団体	43.2 歳	327,748 円	391,486 円	362,999 円

※国家公務員の各数値は、時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

② 技能労務職

区 分	志 摩 市					民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与 月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	A/B
志 摩 市	47.0歳	117 人	276,073 円	301,442 円	287,731 円	—	—	—	—
うち清掃職員	41.8歳	40 人	260,119 円	295,830 円	275,069 円	廃棄物処理業従業員	44.7 歳	288,200 円	1.03
うち学校給食員	47.6歳	24 人	282,104 円	296,371 円	292,458 円	調 理 士	43.1 歳	266,000 円	1.11
うち用務員	52.9歳	14 人	296,843 円	302,059 円	298,343 円	用 務 員	53.5 歳	206,600 円	1.46
うち自動車運転手	50.5歳	9 人	295,422 円	318,241 円	306,756 円	自家用乗用自動車運転者	54.2 歳	218,900 円	1.45
うちその他技能労務職	49.5歳	30 人	277,023 円	307,653 円	290,173 円	—	—	—	—
三 重 県	47.9歳	— 人	334,372 円	392,256 円	— 円	—	—	—	—
国	49.7歳	3,479 人	285,030 円	— 円	323,181 円	—	—	—	—
類似団体	49.0歳	39 人	314,792 円	350,255 円	335,630 円	—	—	—	—

※国家公務員の各数値は、時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	志摩市(C)	民間(D)	C/D
志 摩 市	—	—	—
うち清掃職員	4,704,531 円	3,989,200 円	1.18
うち学校給食員	4,802,044 円	3,616,600 円	1.33
うち用務員	4,864,033 円	2,861,400 円	1.70
うち自動車運転手	5,168,327 円	2,730,300 円	1.89
うちその他技能労務職	4,897,483 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成21～23年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「志摩市(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、志摩市においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		志 摩 市	三 重 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	I 種 181,200 円 II 種 172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	144,500 円	— 円
	中学卒	125,400 円	— 円	— 円

※国家公務員の各数値は、時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	252,825 円	297,675 円	352,783 円
	高校卒	221,400 円	254,425 円	303,122 円
技能労務職	高校卒	— 円	225,575 円	256,567 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

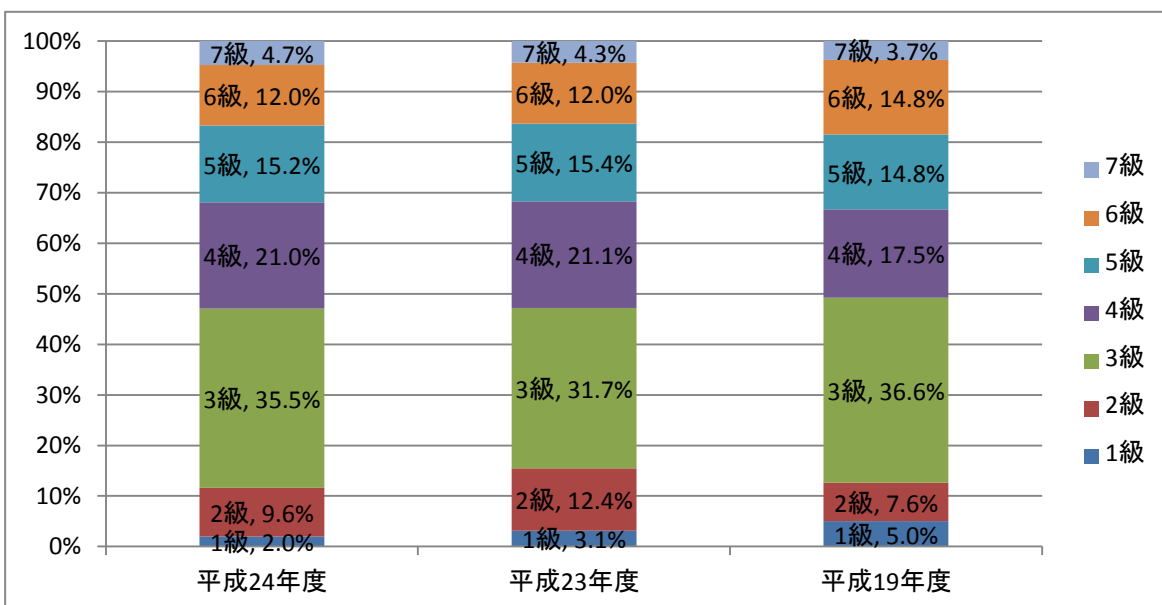
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構 成 比
1級	一般職員(定型的な業務を行う職務)	7 人	2.0%
2級	一般職員(特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務)	33 人	9.6%
3級	主査、主任、一般職員	122 人	35.6%
4級	係長(同等所長等)	72 人	21.0%
5級	課長補佐(同等所長等)、指導主事	52 人	15.2%
6級	課長(支所長、同等所長等)、局長、調整監、副参事、査察指導監、危機管理監、管理主事	41 人	12.0%
7級	会計管理者、部長、局長、参事	16 人	4.7%
計		343 人	100.0%

(注) 1 志摩市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、毎年1月1日を基準日として、昇給日前1年間に係る当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行う(当該証明が得られない職員は昇給しない)。昇給区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の表に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、次表に定める昇給区分に決定する。

勤務成績	昇給区分	昇給の号給数	
		昇給抑制年齢以外の職員	昇給抑制年齢職員
極めて良好	A	8以上	4以上
特に良好	B	6	3
良好	C	4(3)	2
やや良好でない	D	2	1
良好でない	E	0	0

(注) 1 昇給抑制年齢職員とは、55歳を超える職員です。ただし、医療職、技能労務職の職員の場合は、57歳を超える職員です。

2 上記表中の()は一般行政職7級の職員です。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

志摩市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,341 千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,604 千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(平成24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	(平成24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

基準日(6月1日、12月1日)以前の6か月以内の期間における当該職員の職務について、監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき支給しています。

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

志摩市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
	自己都合	勧奨・定年			
1人当たり平均支給額	4,964 千円	25,384 千円		—	

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)		4,478千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		87,804円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)		8.0%
手当の種類(手当数)		4
手当の名称	摘要範囲	支給単価
防疫作業手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症菌の付着した物件若しくは付着した危険がある物件の処理作業に従事したとき	日額 500 円
	伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	日額 500 円
清掃作業手当	塵芥収集作業に直接従事する職員及び塵芥処理場において塵芥焼却作業に従事する職員	日額 400 円
運転業務手当	公用車の運転業務に従事する職員	日額 250 円
土木作業手当	土木作業に従事する職員	日額 300 円

(4) 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員1人当たり 平均支給年額
平成20年度決算	45,739千円	74千円
平成21年度決算	63,336千円	104千円
平成22年度決算	52,869千円	89千円
平成23年度決算	50,689千円	88千円

(5) その他の手当(平成24年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 金 額 等	国の制度 との異同	国の制度 と異なる 内容	平成23年度決算	
				支給実績	1人当たり 平均支給実績
扶養手当	配偶者 月額 13,000円	同	—	59,013千円	220,198円
	配偶者以外の扶養親族 月額 6,500円				
	配偶者のない場合の扶養親族1人目 月額 11,000円				
	特定期間の(★)の子 月額 5,000円				
住居手当	借家居住者 月額の家賃が12,000円を超えるとき	同	—	16,331千円	286,509円
	最高支給限度額 月額 27,000円				
通勤手当	交通機関(電車・バスなど)利用者	同	—	31,677千円	63,228円
	最高支給限度額 月額 55,000円				
	交通用具(自動車・バイクなど)使用者 月額 2,000円 ~ 24,500円				
管理職手当	部長級職員 36,000円 (18,000円)	異	—	9,493千円	169,518円
	課長級職員 26,000円 (13,000円)				

★ 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間です。

(注) 1 平成17年4月1日から平成25年3月31日までの間、管理職手当については50%減額しており、()内は減額後の額です。また、55歳以上を超える職員についてはさらに1.5%を減額しています。

6 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	900,000円	(720,000円)	類似団体における最高/最低額 1,000,000円/447,500円 816,000円/497,000円
	副市長	700,000円	(665,000円)	
	教育長	600,000円	(570,000円)	
報 酬	議 長	470,000円		698,000円/335,000円
	副議長	399,000円		620,000円/275,000円
	議 員	370,000円		560,000円/255,000円
期末手当	市 長 副市長 教育長	(平成24年度支給割合) 3.95月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成24年度支給割合) 2.95月分		
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	1月につき41.6/100	17,971,200円	任期満了時
	教育長	1月につき25.0/100 1月につき18.3/100	8,400,000円 5,270,400円	任期満了時 任期満了時

- (注) 1 市長については平成20年10月31日から平成24年10月30日までの間20%、副市長については平成20年11月7日から平成24年10月30日までの間5%、教育長については平成17年4月1日から平成24年10月30日までの間5%をそれぞれ減額しており、()内は減額後の額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。
3 教育長の期末手当支給割合には、勤勉手当分を含みます。

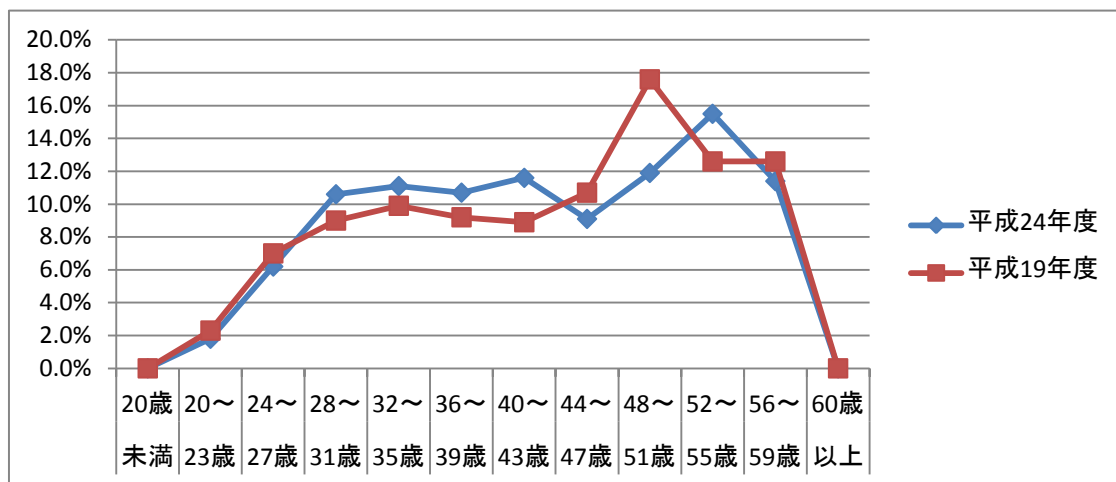
7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
		平成23年	平成24年		
普通会計部門	議会	6	6	0	業務の見直し・効率化、退職職員の不補充等による減
	一般	135	129	△ 6	
	総務	28	28	0	
	税務	19	19	0	
	農林水産	17	18	1	
	商工	44	43	△ 1	
	土木	164	156	△ 8	
	民生	80	79	△ 1	
	衛生				
	小 計	493	478	△ 15	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 <u>85.02人</u> [類似団体の職員数 <u>54.46人</u>]
公営企業等	教育	143	139	△ 4	機構改革による組織の再編成
	小 計	636	617	△ 19	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 <u>109.74人</u> [類似団体の職員数 <u>73.53人</u>]
	病院	92	96	4	機構改革による組織の再編成
	水道	21	23	2	
	下水道	5	5	0	
	その他	32	32	0	
合計		786 [801]	773 [801]	△ 13 [0]	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 <u>137.49人</u>

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。
3 普通会計部門の教育の人数には、教育長を含みます。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



年齢	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	14人	48人	82人	86人	83人	90人	70人	92人	120人	88人	0人	773人

(3) 職員数の推移(各年4月1日現在)

年度 部門別	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	過去5年間の増減数(率)
一般部門	553	536	519	500	493	478	△ 75 (△ 13.6%)
教育	151	153	147	146	143	139	△ 12 (△ 7.9%)
普通会計	704	689	666	646	636	617	△ 87 (△ 12.4%)
公営企業等会計	152	143	147	149	150	156	4 (2.6%)
総合計	856	832	813	795	786	773	△ 83 (△ 9.7%)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員(教育長含む)です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
平成23年度	1,381,193千円	301,286千円	192,299千円	13.9%

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団 体平均1人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成23年度	26人	96,019千円	12,312千円	34,468千円	142,799千円	5,492,269円	6,350,136円

(注) 1 職員手当に退職手当は含みません。

2 職員数は平成24年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
志摩市	40.7歳	306,014円	348,775円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市(水道事業)		志摩市	
1人当たり平均支給額(平成23年度)		1人当たり平均支給額(平成23年度)	
1,258千円		1,341千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の等級による加算措置		職制上の段階、職務の等級による加算措置	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

志摩市(水道事業)			志摩市(全会計)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
	自己都合	勧奨・定年		自己都合	勧奨・定年
1人当たりの平均支給額	該当なし	該当なし	1人当たりの平均支給額	4,964千円	25,384千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)
平成23年度	1,654,854千円	△ 93,176千円	919,626千円	55.6%

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団 体平均1人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
平成23年度	90 人	390,497 千円	118,945 千円	135,324 千円	644,766 千円	7,164,067 円	6,747,048 円

(注) 1 職員手当に退職手当は含みません。

2 職員数は平成24年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医師	48.8歳	841,975円	1,594,388円
看護師 保健職	46.0歳	328,099円	369,881円
薬剤師 医療技術職	46.8歳	329,901円	377,606円
事務職	43.8歳	332,379円	382,090円
労務職	46.8歳	245,108円	290,381円

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

志摩市(病院事業)		志摩市	
1人当たり平均支給額(平成23年度)		1人当たり平均支給額(平成23年度)	
1,479千円		1,341千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の等級による加算措置		職制上の段階、職務の等級による加算措置	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

志摩市(病院事業)			志摩市(全会計)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
(その他の加算措置)			(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
	自己都合	勧奨・定年		自己都合	勧奨・定年
1人当たりの平均支給額	5,957千円	該当なし	1人当たりの平均支給額	4,964千円	25,384千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

9 職員の競争試験の状況

区 分	職種区分	受験者数	合格者数
平成23年度	事務職員	82	5
	事務職員 (障がい者枠)	2	0
	土木技術職員	1	1
	電気技術職員	4	0
	保育士	17	2
	看護師・准看護師	9	8
	計	115	16

10 職員の採用・退職の状況

(1) 職員の採用の状況(平成24年4月1日採用)

職種	競争試験			選 考			計
	男	女	計	男	女	計	
事務職員	4	1	5	—	—	—	5
土木技術職員	1	0	1	—	—	—	1
保育士	0	2	2	—	—	—	2
教諭	—	—	—	1	0	1	1
看護師・准看護師	0	7	7	—	—	—	7
計	5	10	15	1	0	1	16

(注) 1 職員の採用は、原則として競争試験によるものとされていますが、特殊な技術などを有する職の場合には、選考による採用を行うことができることとされています。

(2) 職員の退職の状況

年度	区分	男	女	計
平成23年度	定年退職	3	7	10
	勸奨退職	3	4	7
	自己都合退職	3	9	12
	死亡退職	0	0	0
	計	9	20	29

11 職員の勤務時間・休暇及び旅費等に関する勤務条件の状況

(1) 一般職の標準的な勤務時間(平成24年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時から13時まで

(注) 1 所属部署によっては、上記以外の勤務形態をとっていますが、1週間の勤務時間は38時間45分です。
 なお、市民課では毎週月曜日のみ19時まで窓口を延長し、住民票や税務証明書の一部など、各種証明書の発行業務を行っています。

(2) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週土曜日、日曜日をいいます。休日とは、国民の祝日に関する法律に定められた休日及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日まで)をいいます。

(3) 年次有給休暇の取得状況(平成23年1月1日～平成23年12月31日)

総付与日数	総使用日数	対象職員	1人当たり使用日数
30,174日	7,463日	785人	9.5日

(注) 1 職員の有給休暇は、1年で20日与えられ、前年の休暇の残日数を最高20日繰り越して与えられるため、最高40日となります。

(4) 特別休暇の状況(平成24年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間など	有給・無給の別
選挙その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間	有給
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間	有給
骨髄液提供のための休暇	必要な期間	有給
災害などのボランティアのための休暇	年5日	有給
結婚休暇	連続する5日	有給
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合は14週間)	有給
産後休暇	8週間	有給
1歳未満の子の授乳などの時間	1日2回 それぞれ30分	有給
妻の出産	2日	有給
妻の出産の8週間前から出産の8週間後の間で出産に係る子又は小学校就学前の子の養育に関する休暇	5日	有給
小学校就学前の子の看護	年5日	有給
短期介護	年5日	有給
忌引き	亡くなった人との続柄によって1日から7日	有給
父母等の追悼	年1日	有給
夏季休暇	7月から9月までの間で連続する5日間	有給
災害により住居が滅失した場合の復旧作業が必要な場合	7日以内	有給
災害又は交通機関の事故等で出勤が困難な場合	必要な期間	有給
災害時職員の退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要な期間	有給
介護休暇	連続する6か月以内	無給
組合活動のための休暇	年30日以内	無給

(5) 育児休業の取得状況

平成23年度	男	女
育児休業の取得者数	1	17

(注) 1 育児休業は、対象の子どもが満3歳になるまで取得することができますが、休業期間中は、無給となります。

(6) 出張旅費制度の概要(平成24年4月1日現在)

旅費の種類	県内	県外
日 当	—	2,000円
宿 泊 費	10,000円	12,000円

12 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

区分	分限の理由	免職	降任	休職	降給	計
平成23年度	勤務成績が良くない	0	0	0	0	0
	心身の故障	0	0	12	0	12
	職に必要な適格性を欠く	0	0	0	0	0
	職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された	0	0	0	0	0
	計	0	0	12	0	12

(注) 1 分限処分とは、職員の身分保障を前提として、一定の事由によって職員がその職責を十分果たすことができない場合に、職員の意に反して職員に不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

(2) 懲戒処分者

区分	懲戒の理由	免職	停職	減給	戒告	計
平成23年度	法令に違反した(交通事故等を含む)	0	1	1	0	2
	職務上の義務違反又は職務を怠った	0	0	0	0	0
	全体の奉仕者にふさわしくない非行	0	0	2	0	2
	計	0	1	3	0	4

(注) 1 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として、職員に制裁として科する処分をいいます。

13 職員の営利企業等従事許可等に関する状況

区分	許可の内容	許可件数
平成23年度	営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員	0
	自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
	報酬を得て事業若しくは、事務に従事する場合	12
	計	12

(注) 1 職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業の会社その他の団体の役員などを兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならないこととされています。

14 職員の研修及び勤務成績の状況(平成23年度)

(1) 研修の状況

市役所における研修	新規採用職員研修 新規採用職員メンタルヘルス研修 交通安全研修 勤務評定者研修 新規採用職員人権研修 食品衛生研修 接遇研修 新規採用職員勤務評定者研修 新規採用職員新しい里海創生によるまちづくり研修 説明・説得能力向上研修 災害対策本部要員等研修 メンタルヘルス研修
研修機関(三重県自治会館組合等)による研修	ワンステップ研修(新規採用職員) ツーステップ研修 スリーステップ研修 マネージャー研修 リーダー研修 税務実務研修 法制執務研修 情報処理研修 訴訟対応研修 三重地方行財政アカデミー研修 不当要求対策研修 自治体トップマネジメントセミナー 話し方講座 市町職員CAD研修 法務トレンド研修～危機管理～ 用地取得実務研修 職場の活性化を考えるセミナー コミュニケーションマインド向上研修 プレゼンテーションスキル研修

(注) 1 今後も職員の能力向上のため、研修に関する基本方針を策定し、計画的に職員研修を行っていきます。

(2) 勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績等を総合的に評定することを通じて転任や昇任等を行い、適材適所の徹底を図っています。

平成23年度は事務職員・保育士・幼稚園教諭・保健師を対象に11月1日を基準日として勤務評定を行いました。

15 福祉及び利益の保護状況

(1) 労働安全事業の状況

労働安全衛生法及び安全衛生管理規定に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、定期健康診断を始め、安全衛生委員会の開催、産業医の健康相談等を実施しています。

(2) 互助会への加入状況

地方公務員法第42条に定められている職員の福利厚生事業や健康管理事業のほか、地方自治に関する意識向上や行政の円滑かつ能率的な運営を実現するため(財)三重県市町村職員互助会に加入しています。

○負担金額 給料月額×4/1000

○加入者数 781人

○主な事業 給付事業、健康増進事業、元気回復事業等

○平成23年度負担金支出額 11,802千円

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

16 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をしたうえで判定を行い、事案の解決に当たるものです。

職員の勤務条件に関する措置の要求の状況(平成23年度)

事案数			処理件数					翌年度への繰越 (A-B)
前年度からの繰越	新規	計(A)	却下	取下げ	棄却	容認	計(B)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他職員の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、修正し又は取り消す判定を行うものです。

職員に対する不利益処分についての不服申立ての状況(平成23年度)

事案数			処理件数					翌年度への繰越 (A-B)
前年度からの繰越	新規	計(A)	却下	取下げ	棄却	容認	計(B)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0